

食品営業許可(更新)申請に係るオンライン決済手続きフロー

オンライン申請の場合、手数料は窓口でのお支払いに加え、オンライン決済(※)に対応しています。オンライン決済を希望する場合は、次のフローに沿って申請手続きを行ってください。

(※) 現在、クレジットカード決済及び PayPay 決済のみ対応。

オンライン決済による支払い期限は、現行許可の有効期限満了月の20日までです。(例:3月31日までの有効期限の許可更新の場合は、3月20日まで。)

オンライン決済による支払い期限を過ぎた場合は、保健所窓口での手数料納付が必要です。

ご不明な点があれば、管轄の大阪府保健所(衛生課)までお問い合わせください。



① 事前相談

- ・業種や施設基準、更新手続きについて、営業施設の管轄保健所に事前相談してください。
- ・手数料のオンライン決済希望の場合は、必ずその旨を事前相談してください。



② オンライン申請

- ・「食品衛生申請等システム」により、オンライン申請を行ってください。
<https://i2fas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



③ 内容確認

- ・保健所で内容を確認し、電話やメール等での確認の連絡を行います。



④ 差戻し

- ・申請内容の不備の有無に関わらず、申請を一旦差し戻します。その際、
①修正が必要な箇所(申請内容に不備があった場合のみ) 及び
②オンライン決済手続き案内をお送りします。



⑤ オンライン再申請

- ・手数料のオンライン決済を行う前に、必ず「食品衛生申請等システム」により、再申請を行ってください。(修正箇所がない場合も、再申請は必要です。)



⑥ 手数料の決済申込

- ・「大阪府行政オンラインシステム」により、オンライン決済の申込を行ってください。
<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/bfeddf32-d8bc-4b91-8c37-169039b1ff95/start>



⑦ 内容確認

- ・保健所で業種・手数料に誤りがないかを確認します。



⑧ オンライン決済

- ・「大阪府行政オンラインシステム」により、**当月20日まで**にオンライン決済を行ってください。
※使用できるクレジットカードは、Master、VISA、JCB、AMEX、DINERSです。

以降の審査・許可の手続きの詳細は、管轄保健所へご確認ください。